

第46回 大韓臨床病理士協会総合学術集会 開催される!

＝韓日代表者会議・韓日交流功労者会議＝

日韓協定締結 30 周年記念式典が、平成 20 年 5 月 28 日ホテルニューオータニ札幌で開催され、日韓共同声明が合意された。それに応え韓国側でも 6 月 11 日から 13 日に、忠清南道 徳山面 徳山スパキャッスルホテルにおいて、第 46 回大韓臨床病理士協会総合学術集会が開催された。これには日本代表者団が招待され小崎繁昭会長、才藤純一副会長、今村文章副会長、細萱茂実常務理事、五内川里子常務理事、また、功労者表彰者として元上野一誠副会長が出席した。

交流功労者会からは下杉彰男元会長、山名正夫元副会長、今西昭雄元常務理事が出席した。学術集会での式典において韓日協定締結 30 周年記念式が盛大に行われた。特に小崎会長から宋会長へ記念して作製した富士に桜入りの日韓共同声明文を織り込んだ盾が手渡され、会場から割れんばかりの大きな拍手が起こった。韓日交流に多大な貢献をされた元上野一誠副会長には宋会長から感謝状が送られた。

展示会場の前の広場では 30 周年を記念した、韓国伝統の太鼓芸能が披露され、すばらしい芸能が圧巻であった。韓国会員も感激を隠さなかった。

パネル会場の前では「韓日協定締結三十周年記念」と明記された縦 1 メートル横 3 メートルもあるケーキが披露され、小崎、宋両会長、両国功労者のケーキ入刀が行われた。その後、ケーキは会場の多くの会員に振舞われた。

今回の学術集会の特徴は学生フォーラム（テーマは安全と管理）を取り入れ、約 500 名の学生が集合し活発な討論が行われていた。このような学術集会で大々的に韓日協定締結 30 周年記念式を挙行了たことによって、韓国会員にも日韓の交流が実感でき、この協定の意義と今後の発展に弾みがあった。



韓日協定に基づき「韓日代表者会議」および「韓日交流功労者会議」も開催され、札幌での開催から日が浅いこともあって、特別な議題がなかったが、日本の検査技師としての免許が韓国で生かすことができるかの情報交換が行われた。その後、韓

日交流が更に堅固なものにすることの話し合いに終始した。

【才藤純一】

※ 文中、日本側からは「日韓」、韓国側からは「韓日」と表現する。



投稿

臨検小話< =その5= >

新屋博明 (エムティー法務研究会)

廃棄物処理法について

1. 厚生省所管から環境省所管へ

厚生省水道環境部長通知（平成 4 年 8 月 13 日付け衛環第 234 号）の別添報告書別紙 2「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（以下、廃棄物処理マニュアル）の改正版が環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「感染性廃棄物の適正処理について」（平成 16 年 3 月 16 日付け環産発第 040316001 号）の別添として出されているので「変だなあ～」と思っていたら、平成 13 年 1 月の中央省庁再編により廃棄物処理法（表 1 参照）は、厚生省所管から環境省所管になっていたのですね。恥ずかしながら、つい最近まで廃棄物処理法が環境省所管になっていたということを知りませんでした。廃棄物処理マニュアルには「第 3 章：医療関係機関等における感染性廃棄物の管理」や「第 4 章：医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理」等が定めてあるので、文章の内容・雰囲気から確認もせずに厚生省所管と思い込んでいたのですが・・・

何事も“勝手な思い込み”は間違いの元ですね。

2. 余談ですが・・・

「不法投棄は論外!」ですが、医療関係者による不法投棄も発覚していますので、廃棄物処理法に基づくマニュアル云々と言う前に公德心 social morals が問われているのかもしれない。

表 1. 廃棄物処理法の題名等

題名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
略称	廃棄物処理法
法律番号	昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号
所管	環境省 (平成 13 年 1 月の中央省庁再編前は厚生省所管)